

LPガス関連用語解説

○ CP(コントラクト プライス)

サウジアラビア国営石油会社サウジアラムコのLPガス長期契約分のFOB輸出価格。CPIは、①サウジアラムコが毎月3回実施するLPガススポットテンダーの落札価格(平成17年1月でスポットテンダーは廃止)、②原油市況、③石油製品市況、④各国のLPガス市況等を参考に算定され、前月最終営業日(例・8月CPは7月31日に発表。末日が木、金曜日の場合は水曜日)に契約当事者に通告される。他の産ガス国はCPをLPガスFOB価格の指標にしており(例・インドネシアのボンタンFOBはCPプラス α ドル/トン)、日本が長期契約で輸入するLPガスFOB玉は大半がCPにリンクしている。このため、日本の輸入元売・メーカーはCPを仕切改定の算定基礎としている。

サウジアラビアのLPガス輸出価格は1989年の原油にリンクしたGSP価格導入以来、1992年には原油価格とスポット価格を組み合わせたSP(サマレクプライス)、1994年10月からのCPへと変遷している。

近年の価格推移では、原油価格との連動を強めているが、原油価格とCPを熱量等価で比較すると、不需用期のプロパンは原油の100%を割るケースが増えている一方、需用期はLPガス独自の事情等によるスポットの急騰により原油を20~40%上回る場合もある。また、ブタンCPは石油化学原料のナフサ価格、米欧のガソリン需給の影響を強く受け、近年はプロパン安・ブタン高となるケースが多い。

○ FOB(フリー オン ボート)

商品を買取る貿易条件の一つで、本船渡し条件の略。FOB価格はタンカー運賃等を含まない積み出し価格。積み出し港で商品の受け渡しが終了した時点で商品の所有権は売主(産ガス国)から買主(輸入メーカー等)に移転する。

○ CFR(コスト アンド フレート)

運賃込み条件。CFR価格は上記FOB価格にタンカー運賃を加えた価格。商品の所有権はFOB同様に積出港で売主から買主に移転する。

○ CIF(コスト インシュアランス アンド フレート)

運賃保険料込み条件。上記CFRに損害保険を付加した条件で、CIF価格は入着価格。売主には商品と運賃に損害保険を掛ける義務があり、買主は商品・運賃に保険料が付加された代金を支払う。商品の所有権は積出港で移転する。

○ 財務省通関統計CIF

通関とは外国貨物を納税(関税・石油税等)することにより国内貨物にすることで、輸入した貨物は納税前に一時的に保税倉庫(LPGの場合は輸入基地の冷凍タンク等)に保管することができます。輸入業者は保税倉庫に保管するために「蔵入承認申請」を行うが、これをIS通関(インポートフォーストレッジ)といい、財務省が発表する通関統計には、このIS通関時点の貨物が含まれます。

財務省の通関統計CIFは、日本に輸入された貨物を日本円に換算して、全国的な輸入価格として算出したもので、毎月(翌月下旬)発表しています。

財務省の通関統計資料の発表は、LPGに関しては、LPG合計の速報、品別(原料用プロパン・一般プロパン、原料用ブタン・一般ブタン)・国別9桁速報、確報が行われますが、翌月末に発表される品別・国別9桁速報は確報と一致(修正されるケースもある)するケースが多く、LPG業界では広く指標として使われています。

「速報」「確報」「確定」とは何か。

貿易統計は、税関への輸出入の申告などを基にして作成していますが、申告には、時として間違いがあります。そこで、できるだけ、正確な統計を提供すべく、申告者など関係者の協力により、訂正作業を行っています。

(1) 速報

訂正作業の第1段階の締切日で作成したものが「速報」で、発表は、翌月下旬頃です。

(2) 輸入9桁速報及び輸出確報

毎月の定例的な訂正作業の最終締切日で作成したものが「輸入9桁速報」及び「輸出 確報」です。発表は、翌月末頃です。

(3) 輸入確報

以前は、「輸入9桁速報」は存在せず、上記(2)の段階で、輸入についても「確報」としていましたが、輸入の簡易申告制度の導入に対応するため、輸入について「確報」を1ヶ月遅らせることとしたものです。発表は、翌々月末頃です。(12月分については、下記(4)の確定の発表が直ぐにあるため、発表を行っておりません。)

(4) 確定

定例的な訂正作業を終了した後に訂正箇所が新たに発見された場合、統計数値をそのたびに訂正することはせず、翌年に一括して訂正を行い、「確定」とします。

「確定」を発表して以降は、訂正箇所が新たに発見されても、統計数値を変更しません。発表は、翌年3月頃です。

○ 為替レートについて

1. TTS(テレグラフィック トランスファー セリングレート)

電信為替取引に使用される為替相場のひとつで、「対顧客電信売相場」の略。お客がドルを買うために円を売る時の為替レート。例えば、LPGの輸入業者が産ガス国からLPGを購入する場合、米ドルで決済するために必要なドルをTTSレートを利用して円と交換する。身近なところでは、仕向送金や外貨預金作成時などに使用されています。なお、TTSはどの一般紙にも毎日発表されています。

現在、我が国の輸入元売・メーカーは、上記CPとTTSをベースにして、仕切改定の改定幅を算定している。例えば、9月仕切改定は、8月CPと7月のTTS平均(メーカーにより7月16日～8月15日、7月21日～8月20日、7月26日～8月25日、8月1～31日のTS平均を使用)を乗じた円建CPを前月(7月CPと6月のTTSを乗じた円建CP)と比較した差額が基準になります。

2. 通関統計用為替レート

通関統計で使用する通関用為替レート(課税価額用)は、輸入申告の日の属する週の前々週の、実勢外国為替相場の当該週間の平均値となっております。

例えば、アメリカ合衆国通貨の場合、本邦の外国為替市場における銀行間の直物取引(翌々営業日渡し)の中心相場の前々週における週間の平均値となります。

月間レートは、週間レート・旬間レート・輸入総額から算出されています。また、輸入業者が使用するTTSには銀行の手数料が含まれ、銀行間直物レートはTTSよりも円高なレートとなっております。

なお、輸入時に発生する滞船料や付帯コスト等も速報、確報ベースの通関統計CIFに反映されないことから、輸入業者のコストよりも低いレベルでの発表となるケースもあります。また、通関統計CIF価格には石油石炭税や消費税等の税金は含まれていません。通関統計CIFはあくまで全国的な指標と考えたほうがよいでしょう。